

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（令和2年11月6日京都市条例第14号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

地域における介護ニーズの変化に伴い、京都市小川特別養護老人ホームの入所定数を変更する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第2条第1号に掲げる事業 （特別養護老人ホーム）	70 ^人	90 ^人
第2条第2号に掲げる事業 （老人短期入所生活介護）	30	10

この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

別表京都市小川特別養護老人ホームの項中「70」を「90」に、「30」を「10」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)